

食品の自主回収及び苦情相談等について（令和7年（2025年）5月分）

（1）食品の自主回収について

熊本市保健所管内の自主回収情報は次の通りです。

全国の詳細については厚生労働省のホームページ内の「[自主回収報告制度（リコール）に関する情報](#)」をご覧ください。

	届出日	商品名	健康への危険性の程度*	回収理由	回収方法
I	5/23	コロッケほか	CLASS II	食品表示法違反： 消費期限の誤記載	・販売店 POP、HP により周知 ・回収方法は担当部署へ連絡

* CLASS I：喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が高い場合

CLASS II：喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が低い場合

CLASS III：喫食により健康被害の可能性がほとんど無い場合

（2）食品等に関する苦情相談

熊本市保健所では、消費者等からの「食品等に関する苦情相談」を受けています。

令和7年（2025年）5月分の事例の中から紹介します。

	相談内容	対応等
I	店舗が汚い	【相談内容】 利用したコンビニの衛生状態が悪い。棚はホコリが厚く積もっていた。 【状況確認】 ・冷蔵ショーケースや陳列棚に虫の死骸やホコリ ・キッチンの手洗い場に不要なものが積み上げられ、手洗い場として使用されていない ・コーヒーマシン周辺にコーヒー豆が散乱し、カップ保管箱にホコリ ・本社の衛生管理計画に基づく清掃が行われていない 【保健所からの指導】 ・衛生管理計画通りの清掃を行い、実施の記録を残すこと。

チェーン店等の場合、本社で作成した衛生管理計画通りに実施できない場合は、各店舗の状況に合わせて店としての衛生計画を検討することも一つのやり方です。

（3）食中毒の発生について

本市保健所管内で5月に食中毒が1件発生しました。

	対象施設	原因物質	原因食品
I	家庭	アニサキス	自宅で調理した刺身用真いわし又はきはだまぐろ

熊本市保健所食品保健課